



スウェーデンの消費者教育

はじめに

スウェーデンでは二つの政府機関が消費者教育実施に責任を負っています。一つは「教育庁 (National Agency for Education)」で、学校教育のシラバス (日本でいう学習指導要領) を担当する機関であり、学校教育で教える範囲をある程度決定します。二つ目はスウェーデン消費者保護庁で、消費に関し国民を擁護し、情報提供をします。この二つの機関について、下記に述べます。

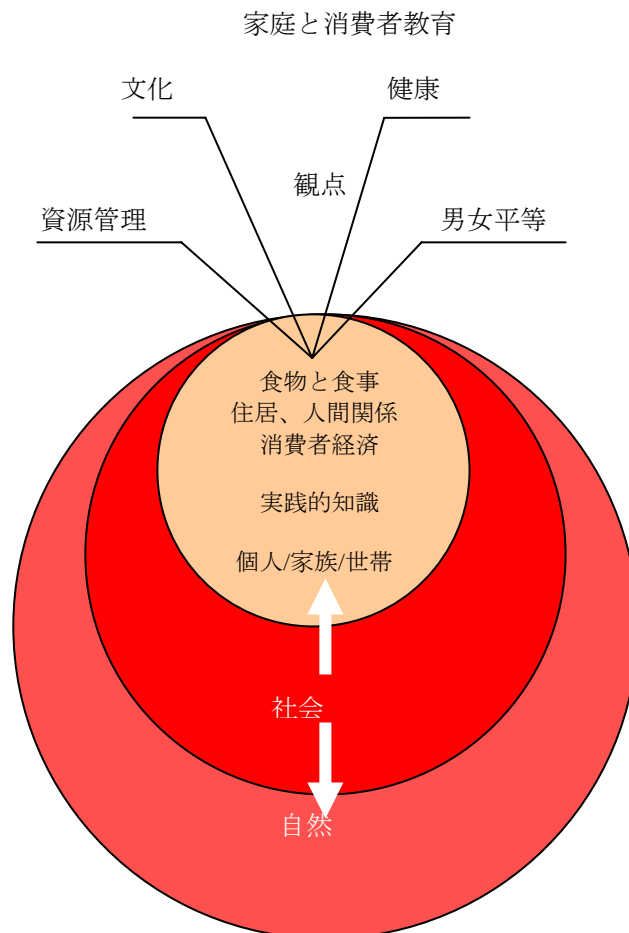
学校での教育

スウェーデンでは義務教育内で生徒に調理を教えるために始まった教科が、2000年のシラバス改訂後、「家庭と消費者教育」といった教科になり、調理以外の内容も教えるようになりました。シラバスによると、この教科では生徒に『家庭と家族生活についての知識を与えると同時に、その知識が個人、社会、自然にとって価値があることを理解させる』ことが目的で、幾分内容が膨らんでいます。

この教科は義務教育の後期で履修することになっており、118時間が授業時間として割り当てられています。いつ実施するかは各学校の裁量となります。5年生時に何時間かを当て、あとは主に8年生と9年生時に履修するようにしている学校が大半です。

「家庭と消費者教育」では学際的な方法で授業を展開するため、一つの教科や課程で完結させることはできません。したがって社会科や理科など、他の関連分野も盛り込むことを目的としています。とはいえ、この教科は教師の関心と時間的裁量によるところが大きくなります。

この教科は広範囲な内容を含んでいるため、文字だけで説明するのは難しく、理解しにくいので、上記の図を参考にしてください。「家庭と消費者教育」に、異なった分野



28 July 2009

や視点が盛り込まれていること、またそれらがどう相互に作用しあっているかの全体像がつかめます。以下は実際学校で何が教えられるのかを説明するための用語の解説です。

- 資源管理－地球、社会、人類の資源は無限でないことを理解する。資源が持続可能な方法で使用される生活の仕方ができるよう考える。
- 文化－わたしたちは共に生活していることを理解し、身近な範囲でも、地球規模でも文化によって習慣、風習、伝統は違うものであることを理解する。
- 健康－健康ということばの多くの側面を理解する。精神的、物理的に自分がどういう状態か、また対人関係や物質的豊かさをどう管理するか。
- 男女平等－なぜわたしたちは現行のような役割分担をするのか、誰が、なぜそのような決定をするのか、そのような行動の結果どうなるのかを理解する。
- 食物と食事（食育）－だれもが楽しめる食事を計画、準備することを学ぶ。選択をする際に、経済性と環境問題を考慮することを学ぶ。
- 暮らし－人々が楽しむことができる暮らしの創造を学ぶ。掃除、洗濯、その他の家事に関する分野も含む。選択する際、健康、経済性、環境問題を考慮する。
- 社会的相互作用－集団や家族の中で、誰もが気持ちよくいられるよう、責任ある行動をし、人に対して思いやりを表すことで他の人と交わり、協力することを学ぶ。また異なる意見も尊重し、折り合いをつけることを学ぶ。
- 消費者経済－安易にだまされない賢い消費者になることを学ぶ。異なった製品を比較し、家族、社会、自然にとってよい選択ができるようにする。

教育庁が 2003 年に行った調査では、対象生徒の過半数は「家庭と消費教育」は興味深い、または非常に興味深いと答えています。また過半数が教師と教科の内容に満足しているとも答えています。男子生徒より女子生徒の方が、この教科に対して前向きに取り組む、従って成績も女子生徒の方が優れています。生徒の感想では、学んだことで一番重要なことは協力することであり、同性、異性を問わず、クラスメートとのグループ活動がうまくできるようになったと言っています。また過半数の生徒が、この教科で学んだ理論的・実践的なスキルは将来社会に出てから重要なことであると認識しています。しかし、裁量としてあてることのできる時間が足りないことが問題であると思われる。

スウェーデン消費者保護庁

1973 年設立のスウェーデン消費者保護庁は消費者の集団としての便益のために活動しますが、個々の紛争を解決するものではありません。（個々の紛争処理は苦情処理委員会が行うことになっており、委員会が個人と業者の問題事案を処理します。）また、消費者保護庁はスウェーデン国内の企業がスウェーデンの消費者関連法を順守するよう監督します。

消費者保護庁で働く職員は 100 人余りで、消費者問題に広く関わっています。その分野は主に、広告、契約条項、消費者情報、教育、家計、製品安全性、製品の品質、環境への影響に関わることです。消費者情報と教育に関しては、消費者保護庁が子供、大人両方のスウェーデン国民に情報提供をします。義務教育諸学校の教師（特に「家庭と消費教育」の教師）も情報提供の対象です。一般への情報提供は無料ですが、学校が印刷物を必要とする場合は有料になることもあります。消費者保護庁はまた、地方自治体

28 July 2009

で消費者保護庁の訓練を受けた相談員を配置することを薦めています。これは子供、若者を保護するとともに消費者問題で地域の人々のニーズを支援するためです。

消費者保護庁のホームページは現在変更中で、人々がより迅速に必要な情報が入手できるよう、構成をわかりやすく、情報にたどり着けやすくしようとしているということです。また、子供、若者のコーナーも新設し、スウェーデンの若者に早期に消費者教育の様々な分野について知ってもらおうという意図もあるということです。

消費者保護庁は今年、スウェーデンの大学の教育プログラムに参加し、「家庭と消費者教育」の教師だけでなく、その分野外の出来るだけ多くの教師にも、消費者教育とその重要性を認識してもらおうとしています。消費者保護庁はまた消費者運動の世界的な統括組織である CI 国際消費者機構の活動や、消費者製品テストを調整するヨーロッパの組織にも参加しています。

参考（英語）

スウェーデン教育庁、「家庭と消費者教育」シラバス

<http://www3.skolverket.se/ki03/front.aspx?sprak=EN&ar=0809&infotyp=23&skolform=11&cid=3871&extraId=2087>

スウェーデン消費者保護庁公式ホームページ

<http://www.konsumentverket.se/mallar/en/startsidan.asp?lngCategoryId=646>